

燕市建設工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、燕市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者とは、市長若しくは燕市財務規則（平成18年燕市規則第47号。以下「財務規則」という。）第3条の規定による工事請負の支出負担行為に関する専決者をいう。
- (2) 工事主管課とは、工事を担当する課等をいう。
- (3) 工事主管課長とは、工事を担当する課等の長をいう。

(対象工事)

第3条 工事成績の評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は、原則として1件の請負金額が130万円を超える工事について行うものとする。ただし、1件の請負金額が130万円を超えない工事又は契約担当者が必要でないと認めたものについては、成績評定を省略することができる。

(評定者)

第4条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査員」という。）、監督を行う者（以下「監督員」という。）及び工事主管課の係長以上の職員（以下「担当係長等」という。）とする。

- 2 土木工事以外の評定者は、検査員及び監督員の他にその所属する当該工事を総括する技術職員とすることができるものとする。

(成績評定の方法)

第5条 成績評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 前項の成績評定を行う場合であって、検査の結果、修補又は改造（以下「修補」という。）があった工事については、修補前の状態で成績評定を行うものとする。

- 3 工事成績の採点は、工事成績採点表（評定様式第1号）により行うものとする。
- 4 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（評定様式第2号）によるものとする。
- 5 成績評定にあたっては、別に定める燕市建設工事成績評定採点基準により行うものとする。

（成績評定の時期）

第6条 成績評定の時期は、検査員にあつては、検査を実施したとき、監督員及び担当係長等にあつては、工事が完成したときに行うものとする。

（成績評定結果の提出）

第7条 成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は、成績評定を行ったときは、遅滞なく、用地管財課長に提出するものとする。

- 2 用地管財課長は、速やかに契約担当者及び工事主管課長に報告するものとする。
- 3 用地管財課長は、半期ごとに工事成績評定一覧表を作成し、市長及び燕市建設工事等指名審査会に報告するものとする。ただし、必要がある場合は、随時報告するものとする。

（成績評定結果の通知）

第8条 契約担当者は、前条第2項の報告があつたときは、当該工事の請負者に対して、成績評定の結果を、工事成績評定通知書（別記様式第1号）及び項目別評定点（別表1）により速やかに通知するものとする。

（成績評定の修正）

第9条 契約担当者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該工事の請負者に速やかに通知するものとする。

（説明請求）

第10条 第8条又は第9条第2項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に工事成績評定説明請求書（別記様式第2号）により、契約担当者に評定点等について説明を求めることができるものとする。

（説明請求に対する回答）

第11条 契約担当者は、前条による説明を求められたときは、速やかに工事成績評定に係る説明書（回答）（別記様式第3号）により回答するものとする。

2 契約担当者は、前項の回答を行う場合は、燕市建設工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めることができる。

3 前項の委員会は、別に定める燕市建設工事成績評定評価委員会設置要領に基づき設置するものとする。

（再説明請求）

第12条 第11条第1項の回答を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に工事成績評定再説明請求書（別記様式第4号）により、契約担当者に対して再説明を求めることができるものとする。

（再説明請求に対する回答）

第13条 契約担当者は、前条による再説明を求められたときは、工事成績評定に係る再説明書（回答）（別記様式第5号）により回答するものとする。

2 契約担当者は、前項の回答を行う場合は、委員会の審議を経てから回答するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成20年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年10月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。